

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規約の一部の施行期
日を定める規則

平成26年11月25日規則第1号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規約附則第1項ただし書
に規定する規定の施行期日は、平成27年4月1日とする。